

財 務 課
令和8年(2026年)10月19日

議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者
各 部 長
統 括 総 合 支 所 長 様
教 育 次 長
病院事業局総務部長

周防大島町総務部長

令和9年度当初予算編成方針の周知及び見積書等の提出について

町長による令和9年度当初予算編成方針(調製方針)が別添のとおり定まりましたので、財務規則第9条第2項の規定に基づき通知いたします。

各部等におかれましては、国、県の予算等の動向等を確認しながら、本方針に沿って予算編成作業に当たっていただき、期限内にシステム入力及び資料等提出を完了されますよう、よろしく願います。

令和9年度当初予算編成方針

第1 経済状況と国の動向

国の「月例経済報告（令和8年9月）」では、景気は、「緩やかに回復している」とする一方、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があるとしています。また、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響に加え、金融資本市場の変動の影響などにも注意する必要があると基調判断しています。

本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」では、責任ある積極財政元年～日本の挑戦を起動する！～を掲げ、長年にわたる未来への投資不足により低迷する潜在的成長力を引き上げるため、危機管理投資や成長投資を大胆かつ戦略的に進める方針が示されています。こうした取組により、民間投資の拡大を通じて供給力を強化し、経済規模の拡大と税収基盤の強化につなげ、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現するとしています。

また、予算編成においては、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換するとしています。さらに、補正予算への依存から脱却し、恒常的な施策については、当初予算に計上する方針が示されています。

なお、総務省の概算要求では、地方一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税についても、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することが盛り込まれています。

本町においても、こうした国の動向に注視しながら、物価や人件費及び金利の上昇などの影響を的確に見極め、限られた財源を効果的に活用することを基本として、予算編成を進めていく必要があります。

第2 本町の財政状況

令和7年度一般会計の決算は、歳入歳出ともに前年度対比で減額となり、次年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は、約6億円の黒字となりました。しかしながら、この黒字額には前年度からの繰越金や財政調整基金の取崩しが含まれており、それらを差し引いた実質単年度収支額は約5億円の赤字となっています。

また、町税や普通交付税などの一般財源が、地方債の元利償還金にどの程度充当されているかを示す実質公債費比率は12.4%と、県内で最も高い数値となっており、財政構造の硬直化が進んでいる状況にあります。

一方、財政調整基金の令和7年度末残高は約74億円と、県内でも高い水準にありますが、令和12年度末には約27億円まで減少することが見込まれています。仮にこの傾向が継続した場合、将来的には大幅な歳出削減が必要となり、住民サービスへの影響を避けることが困難となります。そのため、自主財源に乏しい本町においては、今後見込まれる財政需要に備えるためにも、基金を一定の水準に維持することが重要となります。

中期財政見通しでは、歳入については、町税などの自主財源が乏しい状況に変わりはなく、主要な財源である地方交付税は、人口減の影響により、今後もさらに減少することが見込まれています。一方、歳出については、大規模改修をはじめ、公共施設の長寿命化対策事業費や病院事業再編計画への支援としての繰出金など、多額の財政需要が見込まれています。その一方で、令和10年度には歳出総額が140億円台になり、その後は施設の統廃合や事務事業の見直しなどによる経常経費の削減に取り組むことで、徐々に予算規模の縮減が図られると見込んでいます。

こうした財政状況の中にあっても、住民生活の向上に資する取り組みや将来を見据えたまちづくりにつながる施策については、積極的に進めていく必要があります。その一方で、財源不足の慢性化を招かないためにも、事務事業の選択と集中を進めるとともに、新たな歳入の確保や、真に必要な歳出の見極めを行い、限られた財源を効果的に活用することで、持続可能で健全な財政運営に努めていかなければなりません。

第3 基本方針

令和9年度当初予算は、これまで掲げてきた「安心・安全づくり」「元気づくり」「未来の基盤づくり」という三つの柱を一層加速させ、「周防大島がいちばん」と町民の皆さんに実感してもらえる町づくりの推進を基本とします。あわせて、町の将来像を描く各種計画の着実な遂行に取り組むと共に、ゼロカーボンシティの実現やDXの推進といった社会的要請の高い課題にも対応し、「たのしい島」「すみたい島」「いきたい島」として魅力ある地域づくりを継続して進めます。

特に、人口減少や地域経済の縮小といった構造的な課題に対応するため、移住施策の充実や子育て支援の強化を図り、住みたい、住み続けたいと思ってもらえる環境づくりを進めるとともに、町外からも選ばれる地域づくりに取り組みます。これらの取組を通じて、地域の担い手や関係人口の創出・拡大につなげ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが重要です。

一方で、本町では歳出が歳入を大きく上回る構造が続き、不足する一般財源を財政調整基金の取崩しで補っている状況にあります。今後も物価や人件費の高騰、公共施設の老朽化対策や防災・減災対策など、多大な財政負担が見込まれるため、行政サービスを維持しながら、行政機能や規模を集約・効率化する必要があります。そのうえで、真に必要な施策へ財源を重点投資し、その効果を最大限に発揮させることで、町民の皆さんが「夢と希望」を持てるまちづくりにつなげます。

こうした中で、職員一人ひとりが前例踏襲の発想を改め、限られた財源の中で最大限の政策効果を発揮することが求められます。必要性・有効性・緊急性・効率性の観点から事業を的確に見極め、職員の英知と創意を結集し、選択と集中を図りながら予算編成に取り組むものとします。

■当初予算が目指す三つの「柱」

最終的に編成された当初予算が、次の三つの「柱」の実現となるよう、限られた財源の効果的な配分を目指す。

安心・安全づくり

元気づくり

未来の基盤づくり

■通年予算編成

- ・現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成するものとします。
- ・制度改正、災害関連など真にやむを得ないもの、当初予算編成の中で協議したものを除き、基本的に補正は認めませんので計上漏れがないよう徹底すること。

■総合計画・総合戦略等の計画推進

総合計画等各計画における主要施策の経費は、厳しい財源の状況においても、歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持しながら、住民目線に立って検証し、住民にとって特に有益な事業に重きを置いた予算化を目指します。

- ・掲載事業の状況を把握し、実現に向けての政策課題を各所属で十分協議を行い、事業の実手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算要求すること。
- ・漠然と予算化ではなく、その施策目的の達成に向け、最善の方法、行程を検討すること。

【総合計画の施策体系】

基本理念	将来像	基本目標	政策分野
豊かに暮らす	人と自然が響きあう	自然と共生した 快適で活力ある まちづくり	1 産業の振興
			2 生活環境の整備
			3 生活基盤の整備
			4 定住の促進
個性を活かす	笑顔あふれる安心のまち 周防大島	人が元気で 活躍する まちづくり	1 学校教育
			2 生涯学習
			3 人権・男女共同参画
			4 文化・スポーツ
			5 交流
人が活躍する	～私たちの たのしい すみたい いきたい島～	安全・安心で 思いやりに満ちた まちづくり	1 保健・医療
			2 福祉
			3 防災・消防・救急
			4 交通安全・防犯

■持続可能な財政基盤の確立に向けて

○創意工夫による一層の歳入確保

歳入の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用するとともに、令和7年度決算を参照、精査し的確に計上すること。

- ・国・県支出金については、国や県の動向を踏まえた上で、各省庁の補助制度等を把握し、他市町の活用事例も参考にしつつ、活用可能な補助金等を計上すること。
- ・既存事業の継続であっても、財源の新規獲得にチャレンジすること。
- ・未収金については、公平性の観点から、特段の徴収努力を行うこと。
- ・物価高騰による経費の増加に対する使用料の見直しについても検討を行うこと。

○事業の「選択と集中」

毎年、要求時における歳出が歳入を大きく上回っており、要求される事業の全てを実施することは困難な状況が続いている。健全な財政状況を維持するため、「選択と集中」の理念により、実効性の高い取り組みを行い、財源がなければ事業の実施はできないことを十分認識の上、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とします。

- ・持続可能な財政運営に向けて、各課においてあらゆる角度から見直しを行い、スクラップ＆ビルドを再点検、再徹底し、歳出のスリム化を進めること。
- ・従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止・縮小を念頭に、単年度に過度に集中しないよう、事業の進捗調整を図ること。
- ・新規事業は特定財源を確保しつつ、緊急性と必要性を見極め、事業の方向性、目的及び効果を明確にした上で要求すること。
- ・国庫補助金等財源の廃止・縮減に際し、単純な一般財源振替は原則認めない。
- ・従来からの行政改革に引き続き取り組むこと。
- ・人的余力や経費削減を生み出す行政DX推進を活用し、生み出された余力を新たなサービスの提供や質の高い事業展開に繋げていくこと。

○一般財源ベース要求額の削減

厳しい財政状況を打開するため、令和2年度から7年度までを「集中財政取組期間」とし、「予算総額 120 億円」と「一般財源 30%減(対平成 17 年度)」を目標に歳出抑制を推進し、予算規模のスリム化に全庁的に取り組んできたが、新型コロナウイルス対策事業や燃油価格高騰、さらに人件費高騰の影響等特殊な要因から、目標を達成するには至りませんでした。こうした状況を踏まえ、予算規模のスリム化と一般財源の削減を図るという基本的な姿勢は今後も維持するものとします。特に経常的な継続経費については、手法の合理化、運用の工夫・改善を進めることで一般財源ベースでの歳出削減を目指すこと。

新たな財源確保等によって一般財源の抑制に努めること

- ・全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止、休止など積極的な見直しやスクラップ&ビルドを進めること。
- ・令和7年度決算の状況や令和8年度予算執行状況等の分析に基づき、不要額縮減、事務の合理化等により歳出削減に取り組み、必要最低限の経費の積み上げで要求すること。

○施設の維持補修費

施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、今後の在り方を検討し、施設の方向性を示し、より効率的な手法で要求すること。

- ・当該施設の必要性や他の既存施設の活用による廃止・休止を含め検討すること。
- ・予期しない修繕が生じた際は、年4回の定例議会への補正予算が原則。
- ゆえに、日頃から現場確認、点検等を行い予防に努めること。
- ・施設の長寿命化に要する経費は、原則、個別施設計画等の計画を提出すること。

■その他特記事項

- ・大型の新規事業や大きく方向変換となる事業については、原則、令和7年度に実施した大型・新規「財政需要」調査においてヒアリングを行ったもの以外は認めない。ただし、ヒアリング後に生じた事情によるものや、町長指示案件については、必要に応じ、町長等と事前の政策擦り合わせのうえ、内容を十分精査し要求すること。
- ・事業執行上、地域及び関係団体等の協力を要するものは事前に十分な調整を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。
- ・障害者優先調達推進法の規定に基づき、地方公共団体の責務と経費削減のバランスに配慮しながら、可能な限りにおいて障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。(要求書に障害者優先調達推進法の適用を明記)
- ・一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が2027年までに段階的に廃止することが決定されたことを踏まえ、施設の統廃合を含めLED照明への計画的な更新等を検討すること。(2023年11月「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」)
- ・歳出予算の見積にあたっては、物価高騰等を踏まえた適切な価格転嫁が進むよう、内閣官房及び公正取引委員会による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて見積相手方に対応すること。なお、適切な予定価格を設定するにあたっては、最新の実勢価格等を的確に把握し、見積り相手方と見積内容について丁寧なヒアリングを実施すること。

第4 債務負担行為について

○新規案件

- ・後年度の財政負担を義務付けるものであり、将来の財政硬直化の要因にもなり得ることに留意し、町長等と事前に方向性の協議を行ったうえ、積算根拠を明確にし、財務規則様式第4号及び年度別計画、並びに説明資料を提出すること。

○既存案件

- ・過去に設定している債務負担行為については、積算基礎欄に、【〇〇年債務負担】と設定済であることを明記し、年度別の設定状況がわかる資料を提出すること。

第5 特別会計について

一般会計に準じて予算編成を行うものとするが、保険料や使用料で運営していく独立採算であることが基本であり、事業の一層の効率化、未収金の徴収等自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰入を必要最小限度の額とすること。

- ・地方公営企業法の規定を適用する企業会計については、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。
なお、国の「令和8年度の地方公営企業繰出金について(通知)」を参考のこと。
- ・企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化・健全化、自主財源の確保に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。

様式：繰入金調書

- ・一般会計からの繰入金については、その理由別金額及び積算基礎について詳細を明示する「繰入金調書」を提出すること。
- ・要求額が変更となった場合、再度提出すること。

第6 提出期限及び提出物

○提出期限 … 令和8年11月19日(木) 17時15分迄

○提出物

- ①財源充当チェックリスト「歳入」 … 紙
- ②財源充当チェックリスト「歳出」 … 紙
- ③歳入予算要求書 … 紙提出は省略 ※システム格納
- ④歳出予算要求書 … 紙提出は省略 ※システム格納
- ⑤繰入金調書 … データ ※特別会計のみ（渡船除く）
- ⑥根拠資料・補足資料 … データ ※事業別

第7 当初予算編成スケジュール

日 程	内 容
令和8年10月19日(月) 10:00～	当初予算編成方針説明会
令和8年10月19日(月) 13:00～	当初予算編成方針等配布[掲示板] システム入力開始
令和8年11月19日(木) 17:15迄	当初予算要求締め切り(提出期限) ※時間到来で自動的に入力不可となります。
令和8年11月下旬～	【1次査定】財務課担当ヒアリング(確認・調整・査定) ※2次査定用の資料づくりにご協力ください。
令和8年12月下旬～	【2次査定】副町長・総務部長・財務課長査定 ※担当課による予算要求内容の説明 ※町長が同席する場合があります。
令和9年2月上旬～	【3次査定】町長査定 ※副町長・総務部長・財務課長による予算案の説明。 ※特殊案件は担当課に出席を求める場合があります。

以上